

(健康福祉部)

【養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分に関する協議について】

(質問)

市議案第144号豊中市箕面市養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてですが、解散に伴う財産処分のうち、豊中市に帰属させる財産として、組合が所有する土地、建物、備品及び施設整備基金に属する現金の、それぞれその3分の2に相当するものとなるとなっておりますが、土地及び建物については、土地面積や建物面積など現物の3分の2なのか、それとも、売却額の3分の2なのか教えてください。

<答弁>

土地及び建物の財産については、その登記上の面積を豊中市、箕面市それぞれの所有持分として帰属させます。

(質問)

備品に関しては、現物の3分の2なのか、それとも、売却額の3分の2なのか教えてください。

<答弁>

備品については、原則として、使用価値のある備品を財産処分の対象とし、現物で2/3を帰属させます。

(質問)

土地や建物の財産については、その登記上の面積を所有持分として帰属させるとのご答弁がありました。当該建物や土地は繋がっているわけで、結局のところ建物や土地を売却した上で、その売却額の3分の2を豊中市が受け取ることになると思います。

そういう意味では、備品に関しても現物ではなく、売却額の3分の2を帰属させるべきではないかと思えます。

現物の中には、まだ使用できるものであっても、市として活用が困難なものも少なからずあり、それらを現物で帰属させることは、処理費用や無用の置物がかさむだけで、市としては負の財産を帰属させられることになるのではと考えられないのでしょうか。

<答弁>

使用価値のある備品を対象としていますので、まずは新施設で利用できる備品を選定し、備品購入費を少しでも低く抑えることができるよう現物での帰属としております。また、新施設で使用する事がなくても、老人福祉センター等で使用することができるものもありますので、無駄のないよう現物を活用したいと考えております。使用価値のない備品については、一部事務組合で廃棄するなど、その整理については箕面市と検討しているところでございます。

(意見・要望)

ただ単に使用できるもの、使用できそうなものというだけで、現物を引き受けても、新施設の空間や内装のデザインとマッチしなければ、せっかくの新施設であっても、中身が寄せ集めの貧相な施設になりかねませんし、利用者にとっても色々を使い勝手の悪い、生活しづらい施設になる恐れがあります。そうなれば、結局、新しい備品を購入しなければならないとともに、使用できそうと思って引き取った備品が不用品になってスペースを占有したり、廃棄処分費用が必要となる等、かえってもったいないことになると思います。

是非とも、備品についても、土地や建物と同様に売却額の3分の2に相当するものを市に帰属させるよう箕面市と協議して頂き、処理費用や無用の置物を押し付けられて、負の財産を帰属させられることのないように努めて頂きたいと、強く要望しておきます。

また、もともと新施設の建設費の一部として、永寿園の土地や建物の売却益を充てることとされていたと思いますので、早急に売却し、豊中市が早急に現金を取得できるように箕面市との協議を積極的に進めて頂きたいと強く要望しておきます。

(環境部)

【豊中市立環境交流センターの指定管理者の指定について】

(質問)

市議案第137号豊中市立環境交流センターの指定管理者の指定について伺います。選考に際して、市は当該センターが要求するサービス水準値(確保すべきサービス水準)を来館者数9200人と設定されていますが、指定管理者第1候補者のNPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21は、確保すべきサービス水準として来館者数を何人と提示されたのでしょうか。

また、指定管理者募集要項の審査基準表には、優れた提案として、新たな提案も含まれていることが挙げられていますが、来館者数アップを図るため、どんな新たな事業を提案されたのでしょうか。

<答弁>

指定管理者第1候補者から提案された確保すべきサービス水準としての来館者数は、年間10000人です。

次に、新たな提案としましては、環境交流センターに対し交流の場としての愛着を持って頂き日常的に多くの人を訪れる施設となるよう、施設の応援団としてのファンクラブ制度の創設や、子どもたちが地球環境について学び体験する場を提供する(仮称)「キッズタウン」の運営があります。また、利用者の増加及び認知度を高めるための周知・広報の方策として、施設のお知らせや講座などをデジタルビデオカメラで撮影し、動画共有サービスのユーストリームを活用してインターネット上にリアルタイムに配信を行うといったものもありました。

(質問)

具体的に示された来客数見込みに達しなかった場合、もしくは、市が要求するサービス水準値をクリアできなかった場合は、ペナルティを課したり、指定の打ち切りも検討されるのでしょうか。それとも、どのような結果となっても、5年間は指定管理者に事業をしてもらい続けようと考えておられるのでしょうか。

<答弁>

確保すべきサービス水準が達成できなかった場合のペナルティを含めた市の具体的な対応方法については、今回、第1候補者からの事業提案が来館者数年間9200人をクリアできる内容であると指定管理者選定委員会において評価されたことから、協定等にこの場合の対応方法を盛り込む予定はしておりませんが、指定管理委託の初年度において、サービス水準が達成されなかった場合は、事業内容を精査するなど何らかの対応方法を検討する必要があると考えています。

(意見・要望)

指定管理者の候補者選定の概要によると、2番手の事業者よりも約300万円も多く指定管理委託料を出すわけですから、それに見合った事業展開、事業効果を生み出してもらわなければいけないと思います。候補者の選定理由として、「当該センターが要求するサービス水準値(来館者数)の大幅な増加に寄与する可能性が極めて高い」とありますが、

正直言って、先程のご答弁では、大幅な増加が見込めるのか甚だ疑問が残りました。ファンクラブ制度にしてもファンになるような取組み、ファンクラブ会員になるメリットが必要なわけですし、ユーストリームの活用にしても、利用者の増加及び認知度を高めるための周知・広報の方策として効果的であれば、もっと行政の他の部局や課、もしくは他の官公庁、自治体でも活用されてきたのではないかと思います。ようは、事業の内容が肝心だと思いますが、これまでのリサイクル交流センターと同様のお荷物施設になるのではないかと危惧をしていますので、その危惧や不安を払しょくして頂くことを期待しておきますが、そういった危惧が現実のものとなった場合は、指定管理の見直しや事業そのものの廃止も想定しておいて頂きたいと要望しておきます。